

# 議会の活動

(44.2.16~44.3.22)

## ○広域行政調査特別委員会

2月24日 広域都市計画について、委員会内に3分科会(委員各12人)を設けて、調査研究することになりました。

3月8日 3分科会の具体的活動は、日程の都合上、3月定例会以後として、委員会はそのまま存置してもらうこととなりました。

## ○議会運営委員会

3月10日 3月12日招集された3月議会定例会の運営について協議しました。

## ○昭和44年3月議会定例会

3月12日から3月22日まで11日間の会期で開会されました3月議会定例会は、承認2件、条例案21件、予算案25件、その他議案(議員提出を含む)4件、人事案1件は、国保税に関する条例を含む3議案を閉会中の継続審査としましたほかは、別項のとおりそれぞれ原案どおり可決しました。

さらに昨年12月議会定例会において、閉会中の継続審査としました昭和42年度の各会計決算22件は、委員会の審査報告どおり意見を付して、それぞれ認定すべきものと決定しました。

また昭和43年の提出にかかわる陳情8件は、委員会の審査報告どおり採択となりましたが、会期中に受理したものを含め請願8件、陳情27件は、閉会中の継続審査となりました。

ほかに、「失業保険法改正反対に関する意見書」「国有林労働者の雇用安定に関する意見書」を政府に提出すること、「国鉄運賃値上げ反対に関する決議」を政府および関係機関に送付し、善処方を要望することを決めたほか、広域行政調査、公営審調査

の両特別委員会をなお存置することも決めました。  
・なお会期中に開会しました会議は、次のとおりであります。

- 3月12日 本会議
- 3月17日 本会議、議会運営委員会
- 3月18日 総務財政、厚生、教育産業、建設水道各常任委員会
- 3月19日 総務財政、厚生、教育産業、建設水道各常任委員会、公営審調査特別委員会
- 3月20日 総務財政、厚生、教育産業、建設水道各常任委員会
- 3月22日 本会議、議会運営委員会、総務財政、厚生、建設水道各常任委員会

## 住民基本台帳を確かめよう。

従来の住民登録法が廃止になり、これにかかわって「住民基本台帳法」が公布施行されましたが、きりかえのための2ヶ年の猶予期間が満了し、この4月1日から全国的に実施になりました。

この基本台帳は、住民の居住関係の公証をはじめ、国保、年金、選挙、配給などの資格関係台帳として統合管理されるほか、あらゆる行政事務の基本台帳として用いられるため、直接、間接に住民の利害に影響をもたらすことにもなりますので、その正確を期するため、あなたの世帯について基本台帳の有無や、記載の内容について市民課で、気軽にお確かめください。

なお、転入や転出、転居、そのほか基本台帳の記載に変更を生じたときは14日以内に届出をしなければなりませんのでお忘れのないようにしてください。

### 告示第18号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)附則第4条1項の規定により、住民票を作成したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

昭和44年3月31日

大館市長 石川 芳男

## ＜電話ボックス＞

### 電話帳を大切に

市内にスマートな最新型の公衆電話ボックスがみえました。ところが公衆電話ボックスの電話番号簿がひんばんに紛失になり、また破られたりするそうで、ちょっとした不注意や、不心得のためにたくさんの人が迷惑しますからみんなが大切に取扱い、気持ちよくかけられるようにしたいものです。

また電話局の電話番号、市内案内、市外案内にかけて電話番号をきかれる件数は以外に多いそうです。ダイヤル電話はかける前に電話番号簿でよく相手の番号をしっかりとメモをとり一度でつながらよう掛けたいものです。

大館局からダイヤル市外通話は全国の殆どの地域に通話できます。このとき通話料金を記録する必要のない場合は100番申込みせず直接ダイヤル市外で利用しますと料金が安くなります。目にみえないことでも長い間には大きな差がつきますし、電話局ではほんごつからのがれることになるので望んでいます。



## 春の火災予防運動はじまる

「あなたは火事の恐ろしさを知らない」というスローガンのもとに、全県一斉の春季火災予防運動は4月10日から一週間にわたって行なわれます。

つぎの事がらに注意し、火事のないまちをつくりましょう。

- ①火を焚いたら、その場を絶対忘れないこと。
- ②外出、ねる前にはもう一度火の元を確かめましょう。
- ③ストーブや煙突は破れていないかを確認、安全なもので使用しましょう。
- ④タバコは灰皿に捨て、酩酊時のタバコはつつしましましょう。
- ⑤石油、ガス等の燃焼器具はよく説明書を見て、正しい取りあつかいをしましょう。
- ⑥石油ストーブの給油は、火を完全に消してから、また給油もればよくふきとっておきましょう。
- ⑦火事の際は、すぐ逃げられるように、簡単な避難の器具を用意しましょう。

### ＜全国一斉の実施事項＞

- ①旅館、ホテルにおける避難設備の整備と宿泊者に対する避難経路の案内
  - ②林野火災の防止
  - ③就寝、外出時の火の元点検
- 毎月10日は「防火の日」です。家庭では防火について話しあいましょう。警火心を喚起するため、7時と21時の2回サイレンを吹鳴します。
- さきに電話局にお願いして各家庭にある電話器に「火事と救急は119番」のステッカーをはっていますが、もれた方は消防署へ申しこんでください。

## 前役所メモ

### ◆執務時間の変更

4月1日から市役所の執務期間は、午前8時30分から午後5時になっています(土曜日は午前0時30分まで)

### ◆出張所の仕事

市の出張所では、印鑑証明と市税の取りあつかいの仕事だけ行なっています。(十二所、花矢支所を除く) 戸籍関係はすべて本庁でおこなっていますので、ご手数でも本庁で用事を済ませてください。

# みんなで入ろう交通災害共済

交通災害共済事業は、昨年から本市独自で(県内ではじめて)実施していましたが、4月1日から県内の市町村が足なみをそろえて「秋田県市町村交通災害共済組合」をつくり、全県的な規模で、不幸にして交通の災害をうけられた人々をたすけあはすことになりましたので、市でもいままでの共済を廃止し、県の共済に加入することになりました。

こんど新しくできる市町村交通災害共済の内容は、昨年度まで本市で行なってきた交通共済とほぼ同じ内容の制度ですが、ただ、1年間の掛金が本市で行なっていた掛金よりも50円安いと、ことしに限り1ヵ月25円の

月割額でもよいということです。

すなわち、今年の10月1日になってから加入手続きをしますと、

6ヵ月(10月、11月、12月、1月、2月)  
× 25円  
150円

結局、この場合は150円を支払えばいいわけです。しかし、きのうも、きょうも、交通事故の暗く、悲しいニュースはたえそうもなく、日ごとに増える一方で一日も早くこの交通共済に加入し万一の事故にそなえようではありませんか。

## ＜交通災害共済のご案内＞

### ◆加入できる人は………

県内の市町村に住んでいる人で、住民基本台帳に記録されている人、または、外国人登録をしている人なら、どなたでも加入できます。

### ◆掛金は………

1人、年300円(ことしに限り、月割とし、1ヵ月25円)

### ◆加入の申込先は………

自分の住んでいる市役所または町村役場へ申込書に現金をそえて申し込んでください。

※本市の場合は、市役所の市民相談室、花矢支所、各出張所。

### ◆あてはまる交通事故は………

- ①日本国内で、自動車、オートバイ、自転車、トロリーバスなどに乗車中、または歩行中、これらの車により事故がおこり、死んだり、けがをしたとき。
- ②歩行中、踏切道で汽車、電車などに接触または衝突し

て死んだり、けがをしたとき

### ◆災害共済金は………

死 亡	50万円
6ヵ月以上治療を要する場合	10万円
3ヵ月	5万円
1ヵ月	2万円
1週間以上	5千円

### ◆災害共済金の請求と受取り方は……

①加入者証 ②警察署長の事故証明書 ③医師の診断書(死亡のときは死亡診断書、または死体検案書と戸籍謄本)——を請求書にそえて、住んでいる市町村役場(大館市役所)へとどけますと、共済金がもらえます。

### ◆共済の期間は……

毎年4月1日からよく年3月31日までの1年間です